

議長（竹島貴行君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

質問に入る前に、去る3月11日に発生しました東日本大震災で被害に遭われました多くの方々にお見舞いを申し上げます。また、被災地域の一日も早い復旧・復興を心よりお祈りします。

それでは、通告に基づいて3点についてお伺いします。

第1点は、消防の広域化についてであります。

平成18年より協議が進められている消防広域化については、昨年の7月に黒部市が、さらに11月には立山町が枠組みが崩れたとして、またことし2月には朝日町、そしてこれまで態度を保留してきた入善町が5月末に協議会に不参加の意向を表明されております。結局、魚津、滑川、上市、舟橋の4市町村によって協議会を設立し、広域化の具体的な調整に入ったことになっております。

また、消防広域化までの基本スケジュールや協議会の組織図も今回初めて議会に提示されたわけですが、今まで議論の材料となるデータや詳細な資料が議会に示されていなかったように思われます。

当局として、広域化の進捗については全員協議会において報告はあったとしても、舟橋村としてどのように対処していくかについて協議をしたことは今までなかったと記憶しております。

消防広域化の問題は、命を守る消防業務であるだけに、緊急搬送も含めた舟橋村の消防体制に今後どのような影響があるのか、住民の皆さんの関心も高い問題であると思っております。

東日本大震災と福島第一原発事故は、住民の暮らしを破壊し不安に陥れています。今回の巨大な複合災害は、私たちにふだんの危機管理のあり方を問い直しているのではないかと思います。

個人的には、今回の大震災を目の当たりにして、消防の広域化の重要性を強く感じたわけです。舟橋村が消防行政を単独でやるということは大変困難であろうとは思いますが、そのためには、広域化のスケールメリットを生かした中で、非常備消防の解消、そして無線のデジタル化を図ろうとしているのではなかろうかと感じております。

今後、舟橋村として消防の広域化に向け取り組むことについて、当局のさらなる情報公開と議会との情報の共有化が必要になってくるのではないかと思います。

今回の消防の広域化によって、設備、人員の配置に膨大な費用がかかるため、今までどおりに、救急は立山町にお願いして消防については近隣の応援に頼っていくという議論もあります。しかし、ここで考えなければならないのは、6、7年前の平成の大合併があったとき、舟橋村はどことも合併をしないで自主独立を選ぶということを決めたわけです。自主独立を維持するにはそれなりのリスクを伴うものであると考えます。村民の命、財産を守るべき消防を他に依存するだけでは、舟橋村としての自主性はないのではないかと考えます。消防広域化に参加することによって村民の安心・安全が今までよりも守られるのであれば、それを尊重していきたいと考えます。舟橋村としては、非常備消防の解消のために、広域化については、議会も行政との議論の中で取り組むことが必要であると考えております。今後、どのような基本姿勢で広域化に対応していくのか、村長の考えをお伺いします。

続きまして、2番目の質問として、自主防災組織について質問します。

東日本大震災を教訓として、村民の災害に対する意識が高まっております。第4次舟橋村総合計画の「安全に暮らせるまちづくり」の中に、防災体制の強化として「自主防災体制の支援」とあります。

舟橋村の自主防災組織は、形の上では組織率100%となっておりますが、その実態はどのようになっているのか。震災をきっかけに住民の防災意識が高まっているのを機会に、再構築を自治会に働きかけてはどうでしょうか。

自治会長も1年か2年で交代します。代がかわると、当初あった自主防災組織の設立の意義や目的も薄れ、忘れられていっているのではないかと思います。

一般的に自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体であります。どのような経緯で舟橋村の自主防災組織ができたかは知りませんが、災害に対して住民の意識が高まっている機会に自治会に働きかけて組織の再構築を図って、地域住民とともに災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていってはどうでしょうか。

自らの命は自ら守る、自分たちの地域は自分たちで守ることが、災害に備えて必要となってくるのではないかと考えるわけです。

ことし、舟橋村として小中学校の避難訓練が計画されているようですが、今後、災害を想定した防災訓練を実施される計画があるならば、各地区の自主防災組織にも働きかけて、多くの住民が目的意識を持った訓練が行われるように希望します。

3番目の質問として、防火・防災計画について質問します。

消防法では、多数の人が利用する防火対象物の管理権限者は、防火管理者を選任し、防火管理にかかわる消防計画の作成など、防火管理上必要な業務を行わなければならないとされております。

また、防火管理者の業務として、防火訓練の計画と計画を実施したことの統計では義務となっております。

提出された計画、報告について、行政として実行されているかの確認は必要となってきますが、場合によっては、避難訓練あるいは消火訓練の指導監督、あるいは査察を希望される場合もあるかと思ひます。村内の企業、保育所、小学校、中学校、ふなはし荘などから行政のほうに提出されている消防防災計画についてはどのようになっているかお聞きします。場合によっては、指導監督、査察がなされているかについてもお聞きします。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 川崎議員の質問、3点あったと思ひますけれども、私のほうから消防の広域化、そしてまた自主防災組織の件につきましてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず消防の広域化でございます。

この消防の広域化につきましては、今から5年前になるわけでありますが、平成18年の6月に消防組織法が改正されまして、市町村の消防広域化に関する条項が追加になったわけであります。これを受けまして国は、基本指針を定め、広域化の期限といいますが、その枠組みは平成24年度までと期限限定をしたわけであります。

富山県では、広域管内人口を10万人以上の規模とするために、県東部、西部それぞれ3案の広域化の組み合わせ案を作成いたしまして公表したのであります。我が村が関係いたします東部地域の案には富山市も含まれておりましたけれども、その後、市町村合併によりまして人口42万都市となりました富山市は、単独でやるという意向を表明したのであります。そういったことから、8市町村の枠組みで広域化を目指すことになった次第であります。

平成20年には、その担当課長会議が年に5回開催されまして、平成21年には8市町村での広域化研究会が立ち上がり、平成22年には富山県東部消防広域化任意運営協議会が設立されるに至ったのであります。

その設立に当たっては、黒部市さんが枠組みについての議論がなされてこなかったという理由で不参加を表明されまして、7市町村でのスタートとなったのであります。その後、黒部市の不参加、そしてまた、その黒部市さんの不参加によって飛び地となります朝日さんが離脱された。また、その関係もありますけれども、黒部市に近い入善町さんも態度を保留されていたわけですけれども、先日、不参加ということになった。あるいはまた、立山町さんは8市町村の枠組みでの広域化はメリットがないという理由で離脱されたというのは、皆さんよくご承知のとおりであります。

そして、今年の4月から富山県東部消防広域化協議会が、これは2市1町1村の枠組みであります。発足いたしまして、本格的なこういった広域に対する議論が始まったことはご承知のとおりであります。

先ほど川崎議員がおっしゃったことをごさいますけれども、消防の広域化というのは、組織の拡大というか、要するに大きくなるということは、それだけの消防機材とかいろんな面で、それぞれが単独で購入するといいますか求めるといいますか、そういった大規模な財政負担がまいるわけでありまして、それを何とか広域でカバーできないか、応援をしながら、そういった初期消火、あるいはまたその他のことに対応できないかというのが目的であります。

そういったことから考えてみますと、私から申すまでもなく、小規模な消防本部では組織や財政面での課題を抱えているわけでありまして、その課題を克服するために、広域化は大変大きな手段である、有力な手段であると私は思っております。

そしてまた、広域化によりまして現場活動要員が補充されるということでもありますので、そういった初期消火に対しても、初動体制といいますか、強化される、あるいはまた職員の専門性が向上されていく、さらには、今、アナログからデジタル無線となります。こういったデータ化に伴うコストダウン、そういった導入のコストダウンにもなるということですから、財政的なメリットも私はあると思っております。

しかし、我が村で一番メリットがあるのは、消防の広域化を目指す最も大きな理由は、非常備ということが解消されるということでありまして。

これはなぜかといいますと、枠組みの中に消防署ができるということでありまして、消防本部の中に含まれていくわけですから、そういった中で非常備というものは解消される。そういうことが村民にとって、安全・安心という面から非常に精神的な、物理的にもメリットがあると、こういうふうに思っております。

そしてまた、協議会では、舟橋村へ救急隊を設置する舟橋分遣署の設置もお願いしておるわけでありまして、そういった面から考えて、私はこういった機会をとらえないと舟橋村の非常備というものは取れないし、従来のような枠組みといたしますか、隣の立山町に応援をお願いしておるわけですけれども、やはりこれからの少子高齢化時代に対して、舟橋村のかじ取りがこのときだろうと、私はそのように理解しているわけでありまして、今後ともそういったことで、議会のほうへも情報公開しながら進めてまいりたいと考えております。

そういったことで、今後は、広域化にかかわる諸問題について、構成市町と十分協議、調整を行って、平成25年の4月には正式的に消防の広域化がなるように努力してまいり所存でありますので、ひとつ皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思うわけでありませう。

次に自主防災組織のことでありますが、これは川崎議員もお調べになっておると思っておりますけれども、平成17年1月の自治会長会議におきまして自主防災組織の必要性等を説明させていただきました。その中で、現在の自治会は既に、近所隣3軒といたしますか両隣ということで協力体制ができておると。そうした中で、自主防災組織として機能し得る一つの組織体であるということで、村といたしましても、新たに枠組みを立ち上げるよりも、既存の自治会を自主防災組織に、そしてまた、その統括されておる自治会長さんを組織のリーダーとして、同年の11月に組織化ということで成立といたしますか認めたとということであります。

そして、自主防災組織が担う役割でありますけれども、今回、3月11日に発生いたしました東日本大震災をとらえていきますと、大規模な災害が発生した場合には、各種のライフラインが切断されて被害が出て、消防、警察、行政機関の活動が著しく制限されたのでありまして、これは皆さんご承知のとおりであります。そうしたことに対応するということは、自分たちの地域と自らの命を自分たちで守るんだと、こういったことは自主防災組織の一番大切なことでありまして、そういった初期の目的、目標ですね。初期の消火や情報の伝達、避難誘導や応急手当等の活動を行って、そして自助の住民を支える、そして共助の部分をお互いに担うということが自主防災組織の使命であります。

そういったことと、もう一つは、一方では、災害時だけでなく、平生から防災知識の啓発や地域の防災力の確認、訓練を行うことは当然必要となつてまいるのであります。

これらのことを踏まえまして現在の状況を見ますと、川崎議員が指摘されたように、

自主防災組織の活動の実態がない、そして組織の強化と活性化がそういったことから見ると必要でないかというご提案だったと思います。

しかしながら、私は現在の自治会長さんが1年交代であれ、やはり一つのルールといえますか、先導していくそのリーダーになる人は皆さんの合意で選ばれておるわけですから、当然、皆さんがそういったリーダーと一緒に、年が変わっても、リーダーが変わっても同じ自治会組織にあるというふうな認識に私は立っておるわけでありますので、今後、県の自主防災アドバイザー制度を利用した研修、あるいはまた複数の自主防災組織による組織運営、また村内の状況を見まして、そういった連絡協議会等を立ち上げたりいたしまして、今後ともそういった組織の強化なりあるいは活性化に、行政といたしまして、村といたしまして、指導と言うのは語弊がありますがけれども、支援してまいりたいと、こういうふうに考えております。

改めて申し上げますが、実際に自主防災組織とは、言葉のごとく、住民自らが運営し、訓練し、あるいはまた意識を向上させていくのが望ましいわけでありますので、そういったことも含めまして、私たちは一生懸命そのようなものを、自主防災組織のことを今後とも自治会長会議等でいろいろと意見交換しながら、いろんな課題に取り組んでまいり所存であるということをお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（竹島貴行君） 総務課長 古越邦男君。

総務課長（古越邦男君） 私から、川崎議員の防火・防災計画の指導監督に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘ございましたとおり、村は消防行政の中で、救急業務を立山町さんへ委託している以外の業務は村単独で対応をまいっております。

総務課職員が各施設の防火管理者から提出されます消防計画書を処理しているわけですが、具体的には、自衛消防の組織に関する事、火災予防上の自主検査に関する事、消火、通報及び避難の訓練、その他防火管理上必要な訓練の実施に関する事等について書類審査を行っております。

訓練内容や方法につきまして相談を受け、回答できるところは即答いたしておりますが、判断のつかない、いろいろなことが発生した場合におきましては、近隣消防署の方に確認をした上で回答させていただいております。専門家が行うような多面的な考察ができない状況もあることは事実でございます。

消防法が規定しております防火管理者を置き定期的な訓練を必要とする施設、先ほど議員からもご指摘ございましたが、役場、小学校、中学校、保育所等がございます、法人施設では特別養護老人ホーム、ファインネクスさん等がございます。

昨年度、実際に避難訓練を実施された施設は5施設ございました。そのうち、役場職員が施設の要請を受けまして訓練会場を視察した施設は2カ所ございました。今年度は3カ所要望があるというふうに聞いております。

一昨年から協議を進めてまいりました消防の東部広域化につきましては、先ほど村長の答弁にもございましたとおり、この4月に正式に協議会が発足いたしました。長年村が抱えてきております非常備消防の問題解決、特に予防査察部分を専門部署が担当することになりますので、広域消防組合がスタートすれば改善が図られるものと期待しているところでございます。

また、7月8日には、小中学校を対象とした避難訓練、防災訓練を現在計画しております。訓練には、協議会に参加しておられます自治体等の協力を得まして、はしご車、救助工作車、ポンプ車が参加する予定となっております。訓練内容も、村単独では対応できないような、機動的でより実践的な内容になる予定でございます。さらには、富山県消防防災ヘリコプターも天候が許す限り参加することとなっております。

これまでこのような経験ができなかった高度な訓練を実際に体験する子どもたちには、改めて命を守るための行動がいかに大切であるか実感してもらえないかと期待しております。

多くの成果が生まれるような訓練となることを関係者一同準備しておりますことをお伝え申し上げまして、答弁とさせていただきます。